現　　行

6　港湾部門

6－1　通則
6－1－2　主任技術者　表6－1－1　資格表

施設分野	業務分野	業務区分	国土交通省登録技術者資格
港湾施設 漁港施設	点検・診断	点検・診断	海洋・港湾構造物維持管理士 RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
港湾・漁港	計画・調査 （深浅測量・水路測量）	深浅測量	水路測量技術１級（沿岸） 水路測量技術１級（港湾） 港湾海洋調査士（総合） 港湾海洋調査士（深浅測量） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
		水路測量	水路測量技術１級（沿岸） 水路測量技術１級（港湾） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
	計画・調査 （海洋環境調査）	海洋環境調査	港湾海洋調査士（総合） 港湾海洋調査士（環境調査） RCCM（建設環境） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
	計画・調査（磁気探査） 計画・調査（潜水探査）	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士（総合） 港湾海洋調査士（危険物探査） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）

改　　定

6　港湾部門

6－1　通則
6－1－2　主任技術者　表6－1－1　資格表

施設分野	業務分野	業務区分	国土交通省登録技術者資格
港湾施設 漁港施設	点検・診断	点検・診断	海洋・港湾構造物維持管理士 RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
港湾・漁港	計画・調査 （深浅測量・水路測量）	深浅測量	水路測量技術１級（沿岸） 水路測量技術１級（港湾） 港湾海洋調査士（総合） 港湾海洋調査士（深浅測量） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
		水路測量	水路測量技術１級（沿岸） 水路測量技術１級（港湾） 港湾海洋調査士（水路測量） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
	計画・調査 （海洋環境調査）	海洋環境調査	港湾海洋調査士（総合） 港湾海洋調査士（環境調査） RCCM（建設環境） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）
	計画・調査（磁気探査） 計画・調査（潜水探査）	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士（総合） 港湾海洋調査士（危険物探査） RCCM（港湾及び空港） RCCM（水産土木）

現　　行	改　　定
６－２　深浅測量 ６－２－３　基準点測量 受注者は、測量に用いる基準点として、北海道開発局又は海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用なければならない。	６－２　深浅測量 ６－２－３　基準点測量 受注者は、測量に用いる基準点として、北海道開発局又は海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。
記載無し	６－２－７　協議　報告 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と協議又は報告しなければならない。
６－２－７　照査	６－２－８　照査
６－３　水路測量 ６－３－５　水深測量 ２．受注者、設計図書に定める区域の水深測量を行わなければならない。	６－３　水路測量 ６－３－５　水深測量 ２．受注者は、設計図書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
６－３－５　水深測量 ４．測深 受注者は、音響測深記録上で付近の改訂より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。	６－３－５　水深測量 ４．測深 受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。
６．測量結果の整理及び解析 （３）地形解析 受注者は、測深図に基づき促進線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。	６．測量結果の整理及び解析 （３）地形解析 受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。
記載無し	６－３－７　協議　報告 協議・報告は、６-２-７協議・報告を適用する。
６－３－８　照査	６－３－９　照査
６－４　汀線測量 記載無し	６－４　汀線測量 ６－４－６　協議　報告 協議・報告は、６-２-７協議・報告を適用する。
６－4－６　照査	６－４－７　照査
６－５　地形測量 記載無し	６－５　地形測量 ６－５－５　協議　報告 協議・報告は、６-２-７協議・報告を適用する。
６－５－５　照査	６－５－６　照査 照査は、６－２－８照査を適用する。

現　　行	改　　定
６－６　流況調査 ６－６－４ 流況観測 ２．受注者は、設計図面に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。	６－６　流況調査 ６－６－４ 流況観測 ２．受注者は、設計図書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。
記載無し	６－６－７　協議　報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用する。
６－６－７　照査	６－６－８　照査
６－７　水質調査	６－７　水質調査
記載無し	６－７－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用する。

現　　行

６－７－７　照査

６－８　底質調査

表６－８－１　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第 59 号付表３及び環告第 64 号付表１	汚泥、水底土砂、廃酸、廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2	
水銀又はその化合物	環告第 59 号　付表２		底質調査方法Ⅱ.5.14.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考６に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.1	
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54（準備操作で参照することとしている JIS K0102 52.2 の備考６に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.2	
有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法（JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。）			
六価クロム化合物	環告第 13 号 別表１ 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り 65.2（JIS K 0102 65.2.6 に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61（ただし、JIS K 0102 61 の操作に定める予備還元の際のようオキシカリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）		底質調査方法Ⅱ.5.9	
シアン化合物	JIS K 0102 38 ただし、38.1.1 は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11	
ＰＣＢ	環告第 59 号　付表４又は JIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4	

改　　定

６－７－８　照査

６－８　底質調査

表６－８－１　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第 59 号付表３及び環告第 64 号付表１	汚泥、水底土砂、廃酸、廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2	
水銀又はその化合物	環告第 59 号　付表２		底質調査方法Ⅱ.5.14.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102-3 14 に定める方法（JIS K0102-3 14 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。14.2 に定める方法にあっては、4.2.4.2 又は 4.2.4.3 に定める操作を行うものとする。）		底質調査方法Ⅱ.5.1	
鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 13 に定める方法（JIS K 0102-3 13 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.2	
有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法（JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。）			
六価クロム化合物	環告第 13 号 別表１ 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り JIS K 0102-3 24.3 に定める方法（24.3.2 及び 24.3.7 に定		底質調査方法Ⅱ.5.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102-3 20（ただし、JIS K 0102-3 20.3.5 の操作に定める予備還元の際のようオキシカリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）		底質調査方法Ⅱ.5.9	
シアン化合物	JIS K 0102-2 9 に定める方法（JIS K 0102-2 9.2 に定める方法を除く。）又は環告第 59 号付表１		底質調査方法Ⅱ.4.11	
ＰＣＢ	環告第 59 号　付表４又は JIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4	

現行				
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した件液をJIS K 0102 35.3で測定	
銅又はその化合物	JIS K 0102 52（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.4	
ふっ化物	JIS K 0102 34（34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。）		底質調査方法Ⅱ.4.12	
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
ベリリウム又はその化合物	環告第13号別表7		底質調査方法Ⅱ.5.15	
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.7	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70.		底質調査方法Ⅱ.5.16	
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,2－ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
シス－1,2－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	

改定				
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した件液をJIS K 0102-2 6.3で測定	
銅又はその化合物	JIS K 0102-3 11に定める方法（準備操作のうちJIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 12に定める方法（JIS K 0102-3 12の準備操作で参照することとしているJIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.4	
ふっ化物	JIS K 0102-2 5に定める方法（JIS K 0102-2 5.4のうちFIA法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。）		底質調査方法Ⅱ.4.12	
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
ベリリウム又はその化合物	環告第13号別表7又はJIS K 0102-3 31		底質調査方法Ⅱ.5.15	
クロム又はその化合物	JIS K 0102-3 24.2		底質調査方法Ⅱ.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102-3 18に定める方法（JIS K 0102-3の準備操作で参照することとしているJIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.7	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102-3 29		底質調査方法Ⅱ.5.16	
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,2－ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
シス－1,2－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	

現　　行

1.1.1－トリクロロエタン	環告第14号別表２又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1.1.2－トリクロロエタン	環告第14号別表２又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1.3－ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
チウラム	環告第59号　付表５			
シマジン	環告第59号　付表６		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
チオベンカルブ	環告第59号　付表６		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1	
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10	
1.2－ジオキサン	環告第59号付表７（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml 以上 200ml 未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）		底質調査方法Ⅱ.6.12	
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表（ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和４年３月改訂環境省水・大気環境局水環境課)）	
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度（pH）			底湿調査方法Ⅱ.4.4	

化学的酸素要求量（CODsed）過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.4.7	
硫化物(T－S)			底質調査方法Ⅱ.4.6	
強熱減量(I－L)			底質調査方法Ⅱ.4.2	
密度（比重）			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

改　　定

1.1.1－トリクロロエタン	環告第14号別表２又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1.1.2－トリクロロエタン	環告第14号別表２又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1.3－ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
チウラム	環告第59号　付表５			
シマジン	環告第59号　付表６		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
チオベンカルブ	環告第59号　付表６		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1	
セレン	JIS K 0102-3 26		底質調査方法Ⅱ.5.10	
1.2－ジオキサン	環告第59号付表７（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml 以上 200ml 未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラム		底質調査方法Ⅱ.6.12	

	を装着することとする。）			
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表（ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和４年３月改訂環境省水・大気環境局水環境課)）	
泥温			JIS K 0102-1 6に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度（pH）			底湿調査方法Ⅱ.4.4	
化学的酸素要求量（CODsed）過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.4.7	
硫化物(T－S)			底質調査方法Ⅱ.4.6	
強熱減量(I－L)			底質調査方法Ⅱ.4.2	
密度（比重）			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

現　　行	改　　定
注）・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日 改正:環境省告示第35号　令和7年3月31日）を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正:環境省告示第36号 令和7年3月31日）を示す。 ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水大水発第120725002号　平成24年8月8日）を示す。 ・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第14号　昭和48年2月17日 改正:環境省告示第56号　令和2年6月4日号外）を示す。 ・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第13号　昭和48年2月17日）を示す。 ・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示第68号　昭和11年12月27日 改正；環境省告示第46号　平成14年7月22日）を示す。	注）・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日 改正:環境省告示第35号　令和7年3月31日）を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正:環境省告示第36号 令和7年3月31日）を示す。 ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水大水発第120725002号　平成24年8月8日）を示す。 ・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第14号　昭和48年2月17日 改正:環境省告示第64号　令和7年7月28日号外）を示す。 ・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第13号　昭和48年2月17日　改正：環境省告示第63号令和7年7月28日）を示す。 ・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示第68号　昭和11年12月27日 改正；環境省告示第46号　平成14年7月22日）を示す。
６－８－５　分析 １．試験期間 記載無し	６－８－５　分析 １．試験機関
６－８－７　照査	６－８－７　協議・報告 協議・報告は、６-２-７協議・報告を適用する。
６－９　騒音調査 ６－９－７　協議・報告 受注者は、設計図書に定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。	６－８－８　照査 ６－９　騒音調査 ６－９－７　協議・報告 協議・報告は、６-２-７協議・報告を適用する。
６－10　騒音調査 ６－10－４　振動調査 １．調査機器 受注者は、振動レベル計を用なければならない。	６－10　騒音調査 ６－10－４　振動調査 １．調査機器 受注者は、振動レベル計を用いなければならない。
６－10－７　協議・報告 協議・報告は、６－９－７協議・報告を適用するものとする。	６－10－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－11　悪臭調査 ６－11－７　協議・報告 協議・報告は、６－９－７協議・報告を適用するものとする。	６－11　悪臭調査 ６－11－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－12　プランクトン調査 記載無し	６－12　プランクトン調査 ６－12－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－12－７　照査 照査は、６－12－７照査を適用する	６－12－８　照査 照査は、６－12－８照査を適用する

現　　行	改　　定
６－13　卵・稚仔調査 記載無し	６－13　卵・稚仔調査 ６－13－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－13－７　照査 照査は、６－12－７照査を適用する	６－13－８　照査 照査は、６－12－８照査を適用する
６－14　底生生物調査 記載無し	６－14　底生生物調査 ６－14－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－14－７　照査 照査は、６－12－７照査を適用する	６－14－８　照査 照査は、６－12－８照査を適用する
６－15　付着生物調査 記載無し	６－15　付着生物調査 ６－15－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－15－７　照査 照査は、６－12－７照査を適用する	６－15－８　照査 照査は、６－12－８照査を適用する
６－16　藻場調査 記載無し	６－16　藻場調査 ６－16－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－16－７　照査 照査は、６－12－７照査を適用する	６－16－８　照査 照査は、６－12－８照査を適用する
６－17　魚介類調査 ６－17－４　魚介類調査 ２．調査 方法 受注者は、設計図書に定める調査対象種、調査方法、調査自記、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。	６－17　魚介類調査 ６－17－４　魚介類調査 ２．調査 方法 受注者は、設計図書に定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。
記載無し	６－17－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－17－７　照査 照査は、６－12－７照査を適用する	６－17－８　照査 照査は、６－12－８照査を適用する
６－18　気象調査 記載無し	６－18　気象調査 ６－18－６　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。

現　　行	改　　定
６－18－７　照査	６－18－８　照査
６－19　波浪調査 記載無し	６－19　波浪調査 ６－19－６　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－19－６　照査	６－19－７　照査
６－20　潮位調査 記載無し	６－20　潮位調査 ６－20－６　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－20－６　照査	６－20－７　照査
６－21　磁気探査 記載無し	６－21　磁気探査 ６－21－７　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－21－７　照査	６－21－８　照査
６－22　潜水探査 ６－22－４　潜水探査 ３．潜水探査 （４）受注者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、設計図書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。	６－22　潜水探査 ６－22－４　潜水探査 ３．潜水探査 （４）受注者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、設計図書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。
記載無し	６－22－６　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。
６－23　水理模型実験 ６－23－６　協議・報告 協議・報告は、６－９－７協議・報告を適用するものとする。	６－23　水理模型実験 ６－23－６　協議・報告 協議・報告は、６－２－７協議・報告を適用するものとする。